

使用者も 労働者も 必ず確認 最低賃金！

《鹿児島県の最低賃金》

地域別最低賃金		平成29年12月7日現在	
	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	737円	平成29年 10月1日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）			
産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	765円 【平成30年1月5日までは745円】	平成30年 1月6日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、銼り取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	737円	平成29年 10月1日	【注釈】 左記の最低賃金は、平成29年度は改正がありませんでした。このため、平成29年10月1日から鹿児島県最低賃金737円以上の支払いが必要となります。
自動車（新車）小売業	799円 【平成29年12月21日までは780円】	平成29年 12月22日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室（電話）099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175
 鹿屋労働基準監督署（電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225
 加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp>

最低賃金テレフォンサービスTel.099-223-8881

最低賃金、確認した？

鹿児島県 最低賃金が改定されました。

平成29年
10月1日から

〈時間額〉

737 円

22円
UP

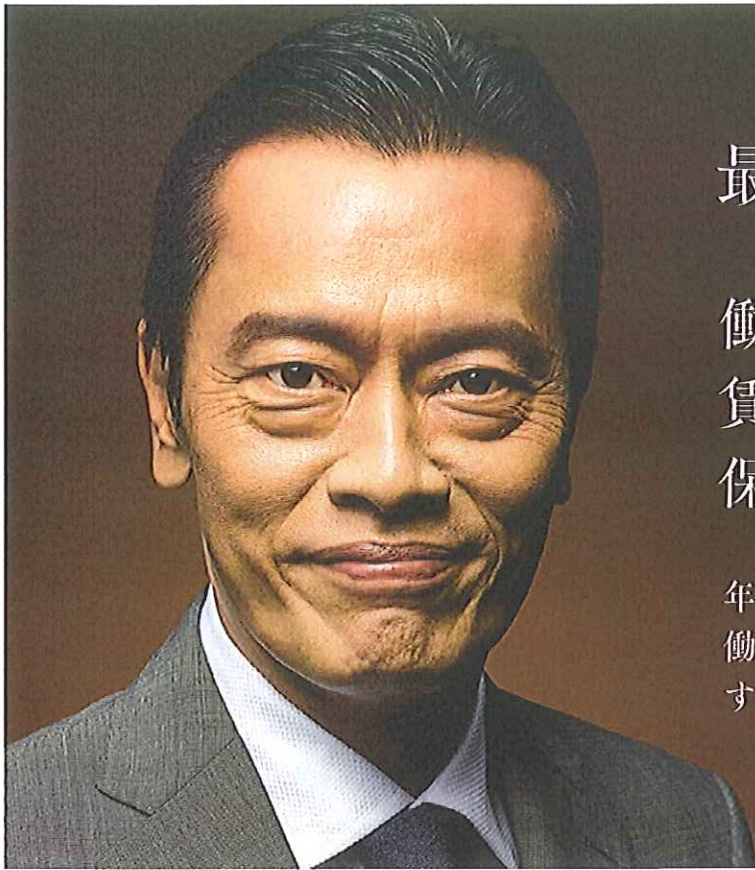
雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認！ 



最低賃金に関するお問い合わせは鹿児島労働局または最寄りの労働基準監督署へ
鹿児島労働局ホームページアドレス
<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>





最低賃金制度とは？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上
になっているか確認！



確認の方法は？

確認したい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額^(※2)(時間額)と比較しよう。

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円

4 上記1,2,3が
組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当および家族手当
 (※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

使用者も、労働者も、 必ず確認、最低賃金。

スマホ、携帯で自分の地域の
最低賃金を確認しよう！



リサイクル選性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。(H29.9)